

## 第 21 回 定時株主総会

# 招 集 ご 通 知

- 開催日時** 2019年6月26日(水曜日)  
午後1時～  
(開始時間が前回と異なっております。)
- 開催場所** フクラシア丸の内オアゾ  
東京都千代田区丸の内1-6-5  
丸の内北口ビルディング15階I会議室  
(アルファベットの「アイ」です)
- 議 案** 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件  
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### 目 次

第21回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
(添付書類)	
事業報告	6
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告	29

株主各位

東京都港区西新橋一丁目10番2号  
株式会社Eストアー  
代表取締役 石村賢一

## 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午後1時  
(開始時間が前回と異なっております。)
2. 場 所 フクラシア丸の内オアゾ  
東京都千代田区丸の内1-6-5  
丸の内北口ビルディング15階I会議室（※アルファベットの「アイ」です）  
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第21期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
  - 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
・次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://Estore.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://Estore.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

い し む ら け ん い ち  
石村 賢一

（1962年10月14日生）

所有する当社の株式数…………… 304,000株

#### 【略歴、当社における地位及び担当】

再任

1986年4月	(株)アスキー入社	1999年2月	当社設立 代表取締役（現任）
1988年10月	同社社長室 広報担当、事業開発担当部長	2001年12月	(株)インフォビュー 取締役
1990年12月	(株)アスキーエクスプレス設立 取締役企画部長	2004年11月	(株)パーソナルショップ設立 代表取締役
1991年12月	(株)アスキーエアーネットワーク設立 代表取締役	2005年8月	(株)ワイズワークスプロジェクト 取締役
1994年10月	(株)アスキーネット 取締役	2005年10月	(株)ユニコム設立 代表取締役（現任）
1996年7月	(株)アスキーインターネットサービス カンパニー 副事業部長	2006年7月	(株)ECホールディングス 取締役
1998年6月	セコム(株)入社 ネットワークセキュリティ事業部 スーパーバイザー		

#### 【重要な兼職の状況】

該当なし

#### 【取締役候補者とした理由】

石村賢一氏は、創業者であり、創業以来、代表取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かし、当社の経営に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

#### 【特別な利害関係】

石村賢一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

候補者番号

2

や な ぎ      だ      よ う   い   ち

柳 田 要 一

(1963年3月13日生)

所有する当社の株式数…………… 57,500株

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1986年4月 (株)リクルート入社  
2004年6月 (株)リクルート退社  
2005年9月 当社 入社  
2006年6月 当社 取締役  
2009年6月 当社 最高情報責任者(現任)  
2018年6月 当社 常務取締役(現任)

**【重要な兼職の状況】**

該当なし

**【取締役候補者とした理由】**

柳田要一氏は、営業系・管理系業務に関する、豊富な経験と見識を活かし、当社の経営全般やガバナンス体制の強化に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

**【特別な利害関係】**

柳田要一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

新任

社外

## 【略歴、当社における地位及び担当】

- 2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・  
インク・ジャパン入社
- 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責  
任事業組合（現（株）アドバンテッジ  
パートナーズ）入社
- 2014年12月 (株)ピクセラ 取締役
- 2016年10月 (株)エムピーキッチン 取締役（現任）
- 2016年10月 J-FOODS HONG KONG  
LIMITED DIRECTOR（現任）
- 2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ(株)出  
向 取締役／プリンシパル（現任）

## 【重要な兼職の状況】

アドバンテッジアドバイザーズ(株) 取締役／プリンシパル

## 【社外取締役候補者とした理由】

古川徳厚氏は社外取締役の候補者であります。同氏が社外取締役として数多くの投資先の経営に關与した経験及び経営者としての見識を活かし、当社の経営に反映して頂くことが期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

## 【特別な利害関係】

古川徳厚氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

## 【責任限定契約】

当社は、古川徳厚氏が取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

お お た つ ぐ や  
太 田 諭 哉

(1975年12月16日生)

所有する当社の株式数……………

3,000株

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

社外

1998年4月	安田信託銀行(株)(現 みずほ信託銀行(株))入行	2006年3月	税理士登録
2001年10月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社	2006年6月	税理士法人スパイラル設立 代表社員(現任)
2005年2月	(有)スパイラル・アンド・カンパニー(現 (株)スパイラル・アンド・カンパニー) 代表取締役社長(現任)	2006年8月	(株)シャノン 社外監査役(現任)
2005年3月	公認会計士登録 太田諭哉公認会計士事務所 (現 スパイラル共同公認会計士事務所) 開業	2015年10月	当社 監査役
		2017年11月	(株)ジンズ 社外監査役(現任)

独立

### 【重要な兼職の状況】

(株)スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長  
税理士法人スパイラル 代表社員

### 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

太田諭哉氏は、補欠の社外取締役の候補者であります。同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制及び経営の強化に活かしていただくために、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出る予定です。

### 【特別な利害関係】

太田諭哉氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

### 【責任限定契約】

当社は、太田諭哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、従前より進めてきた競争激化のカート事業依存からの脱却を、より強化する事とし、多くの投資を行って参りましたが、計画を下回る結果となりました。行動の概要は3点で、営業強化、新商品拡販、一昨年度前より試行開始した貿易事業で、前年度比で増収減益を計画し目指してきましたが、結果的には売上高は4,932,291千円、営業利益は515,913千円、経常利益は582,548千円、親会社株主に帰属する当期純利益は409,852千円と減収減益となりました。

なお、2018年8月に株式会社クロストラストを100%子会社として設立したことに伴い、当連結会計年度より連結決算を開始し、また関連会社1社(株式会社ECホールディングス)の持分法による投資利益37,851千円を計上していること等もあり、利益については、計画(予想)比では微増となりました。

各セクターにつきましては後述しますが、減収の概要は次の通りです。営業強化は顧客数の増大よりも受注額の増大を目指し、個別単価はそれを実現してきましたが、数量で計画以下となりました。新商品の拡販は、前年度までに開発を終えたマーケティングツールの本格的販売を専用組織を組成して強化しましたが、計画を大幅に下回る受注となりました。その原因は売り先のミスマッチと分析しています。貿易事業につきましては、当社スタンスとして世界的なEC拡大は、越境ECよりも一般貿易が優位になると睨み、進めて参り、好調なスタートを切りましたが、中国向けに偏重した事から、年度内に急ブレーキが掛かって大幅な計画未満となりました。

以下、サービス別の業績を説明いたします。販促サービス、販売システムについては、前年の単体決算数値と比較しています。

#### 販促サービス：

ソリューション提供（調査分析・コンサルティング、ページ制作、宣伝広告などのアウトソーシング受託）を行う販促サービスの売上高は 1,189,778千円（前年比 5.2%増）となりました。数値的には微増ですが、実態内容は二桁成長を続けています。今期微増となったのは、そもそも前期数値に特需が含まれていた事と、大口案件が増加する中で、停止案件（通常ある正常なながれ）も同様に伸びている事からです。平均値での案件サイズが拡大している事は、方向性が目論見どおりに進捗している結果と言えます。

#### 販促システム：

Eストアコンペア（A Bテストツール）、Eストアクエリー（メールマーケティングツール）は、上述のとおり当連結会計年度より営業組織を新規構築し、販売を開始しましたが、売り先のミスマッチおよびマーケットニーズにおいて、時期尚早という反応を得、販売計画を大幅に下回り、売上高は 13,727千円となりました。

#### 販売システム：

ショップサーブは、長く既報のとおり市場飽和の価格競争離脱を目的に、店舗数より顧客単価を重視した戦略をとってきています。そのため累計顧客店舗数は未だ減少していますが、店舗当たりの流通額は 8%増加し、戦略どおりで推移しています。しかしながら数量を上回るほどになっていない状態から、その結果、ストック売上高（月間固定料金）は 1,723,577千円（同 7.1%減）、フロウ売上高（商規模連動料金）は 1,982,863千円（同2.0%減）となりました。

#### 販売システム／電子認証事業：

当該事業は、子会社である、株式会社クロストラストで行なっています。ブラウザによる「危険サイト表示」を防止し、顧客店舗の売上、利益低下を保全する事を目的として、2018年8月にサイト証明書事業を買収、子会社化し、顧客店舗への無償提供を開始しました。コストの投下となっており、投資費用対効果は未知数ですが、顧客店舗の受注減防止は、昨年10月からの「ブラウザの危険サイト表示」開始以降一定の効果が出ていると予測し、トントン程度の収支となっています。



その他特筆事項：

海外貿易について、中国に偏重しましたが、同国の関税環境整備が進んできた事から、越境ECの利ざや低下に着目し、一般貿易において、当社顧客を同国の著名セラーに接続する試行を少ない予算で行なってきましたが、相互ニーズが大きくスタートしたものの、同国消費の不透明さが増す1年であった事から、下期にはいり撤退が相次ぎました。

メディア（名称パーク）については、2018年9月末をもってサービスを終了しています。これらを含めたその他売上高は16,415千円となっています。選択と集中による計画の範囲内です。撤退理由は既報のとおり、メディアECは斜陽と判断しているからです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は 54,081千円で、その主なものは、サービス提供用サーバーの増強及び既存システムへ新機能を追加したことによるソフトウェア開発です。なお、当社グループの消費税等に係る会計処理は、税抜方式によっているため、記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、主に自己資金により賄っております。

また、2018年11月8日開催の当社取締役会において、事業拡大及び収益力向上を目的とした第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債の募集について決議し、999,600千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

この数年間取り組んで来た収益構造の改革(激戦で低利に向かっているカート事業の依存度を下げる事と、対する販促サービスを強化していく事)について、勝算の兆しが見えてきた事から、当連結会計年度よりサービス事業のアクセルを踏み込む事とし、人材資材をそちらに偏重します。ゆえにカート事業で得られる利益の圧迫から減益を計画します。なおこのトレンドは2~3年続く予定ですが、シフトチェンジを完遂する為に続行する計画です。

収益構造改革の理由は、カート事業(システム事業)は足元では収益事業でありながらも、競争激化(価格圧力と、高騰する宣伝広告費など)だけに留まらず、増大一途のITコスト(情報セキュリティ、爆発的に増える決済手段への対応、同様に増え続けるIT関連法案対応)、またIT自体によってIT事業が侵食されていく中途であるため、企業内テーマでもある「人にしかできない事であるサービス事業の強化」が、未来の収益優位と考えています。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第21期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売 上 高 (千円)		4,932,291
経 常 利 益 (千円)		582,548
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)		409,852
1株当たり当期純利益 (円)		79.72
総 資 産 (千円)		4,495,560
純 資 産 (千円)		1,404,272

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第20期(2018年3月期)以前については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。

## ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第18期 2016年3月期	第19期 2017年3月期	第20期 2018年3月期	第21期 (当事業年度) 2019年3月期
売 上 高 (千円)		4,660,394	4,775,426	5,044,483	4,926,431
経 常 利 益 (千円)		628,890	401,764	582,215	524,424
当 期 純 利 益 (千円)		420,671	285,506	411,528	359,169
1株当たり当期純利益 (円)		78.66	55.32	79.73	69.86
総 資 産 (千円)		3,505,508	3,492,409	3,979,665	4,421,615
純 資 産 (千円)		1,015,438	1,173,178	1,462,504	1,353,590

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 当社は、2016年3月18日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第18期(2016年3月期)の期首に、当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業部門	事業内容
E C 事業	Eコマース (EC) 専門店を総合的に支援する企業として、ECカートシステム (ショッピングサーバ)、ページ制作や宣伝広告のアウトソーシングを受託するマーケティング代行 (マーケティングサービス)、販促システム (バックストア) を提供しています。

(7) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

社名	事業所	所在地
当社	本社	東京都港区
	札幌支社	北海道札幌市中央区
	大阪支社	大阪府大阪市中央区
	福岡支社	福岡県福岡市博多区
	データセンター	① 東京都新宿区 ② 東京都中央区
株式会社クロストラスト	本社	北海道札幌市中央区

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
143名 (38名)	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員です。  
2. 臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。  
3. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。  
4. 企業集団の従業員数と、当社の従業員数が同数であるため、当社の従業員数の記載はしていません。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率	事業内容
株式会社クロストラスト	50,000	100%	SSL証明書発行事業

(注) 2018年8月6日に株式会社クロストラストを設立し、同社を連結子会社といたしました。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 41,308,800株

(2) 発行済株式の総数 5,161,298株

（注）発行済株式の普通株式減少 5,165,902株は、自己株式の消却 5,165,902株によるものです。

(3) 株主数 2,921名（前期末比517名増）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
株式会社ユニコム	1,801,000	37.7
石村 賢一	304,000	6.4
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ インタリニシク オポチュニティズ ファンド	302,600	6.3
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズ ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	170,700	3.6
日野 秀一	120,000	2.5
鈴木 智博	60,700	1.3
柳田 要一	57,500	1.2
株式会社光通信	55,400	1.2
飯田 政行	50,000	1.0
加藤 鉄雄	41,600	0.9

(注) 当社は、自己株式387,275株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
2018年11月8日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	49個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。</li> <li>・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に記載する転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。</li> </ul>
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同等とする。</li> <li>・転換価額は、1株あたり1,030円とする。</li> </ul>
新株予約権の行使期間	2018年11月29日から2023年11月28日まで
割当先	第三者割当の方法により、発行したすべての新株予約権付社債を投資事業有限責任組合インフレクションⅠⅠ号Bに割り当てた。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地	位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
代 表 取 締 役		石 村 賢 一	最高情報責任者	
常 務 取 締 役		柳 田 要 一		
取 締 役		今 村 文 哉		
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ・ 常 勤 )		水 谷 克 彦		
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )		岩 出 誠		ロア・ユナイテッド法律事務所 代表パートナー
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )		中 村 渡		中村公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員・常勤)水谷克彦並びに、取締役(監査等委員)岩出誠及び取締役(監査等委員)中村渡の各氏は、社外取締役であります。なお、各氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために水谷克彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員・常勤)水谷克彦氏は、取締役及び監査役としての豊富な役員経験を有しております。
4. 取締役(監査等委員)岩出誠氏は、弁護士の資格を有しており、当社を含めて複数の会社において、監査役としての企業監査経験を有しております。
5. 取締役(監査等委員)中村渡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## (3) 取締役の報酬等の総額

	人 数(名)	報酬額の総額(千円)
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 を 除 く 。 )	3	90,181
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ) ( うち 社 外 取 締 役 )	3 ( 3 )	16,194 ( 16,194 )
合 計 ( うち 社 外 役 員 )	6 ( 3 )	106,375 ( 16,194 )

- (注) 1. 2016年6月23日開催の株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額 500,000千円以内(うち社外取締役分は100,000千円以内。)と決議いただいております。なお、当該報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 2016年6月23日開催の株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額 100,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員) 岩出誠氏が代表パートナーを務めるロア・ユナイテッド法律事務所に所属する弁護士と当社との間には、顧問契約に基づく取引がありますが、同氏は当該顧問契約には含まれておらず、また当社の依頼案件に関与していません。
- ・社外取締役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役 (監査等委員・常勤)	水 谷 克 彦	当事業年度に開催された取締役会12回すべて、また、監査等委員会13回すべてに出席し、取締役及び監査役としての豊富な役員経験を踏まえ、幅広い見地からの助言、提言をいただいております。
取締役(監査等委員)	岩 出 誠	当事業年度に開催された取締役会12回すべて、また、監査等委員会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的な見地からの助言、提言をいただいております。
取締役(監査等委員)	中 村 渡	当事業年度に開催された取締役会12回すべて、また、監査等委員会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地からの助言、提言をいただいております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 22,375千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,375千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、2019年5月22日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原資とし、1株当たり29円（前事業年度は1株当たり28円）とすることを決定しました。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会です。剰余金配当は期末配当による原則年に1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、経営環境等の状況を勘案のうえで判断していきます。

## 7. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社取締役会は以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（2006年5月24日初回決議、2016年6月23日改定決議）。

- (1) 当社及び当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理にかなう企業活動を行うため、職務を遂行するうえで指針とする「行動規範」を定める。また、以下の体制を整備する。

- ① 職務権限規程に従い、特定の者への権限集中を回避し、内部牽制システムの確立を図る。
- ② 内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長に任命された内部監査人が行う。
- ③ 法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、公益通報者保護規程を制定し、内部通報制度を確立する。
- ④ 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則（文書管理規程、個人情報保護規程等）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は、電磁的媒体に記録し、保存する。

- (3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社に係る組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応につき、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会がリスク管理に関する方針等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとする。当社及び当社子会社の各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。

当社及び当社子会社は、新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。また、必要に応じ、法律事務所など外部の専門家の助言を求め、分析・対策の検討を行う。

- (4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社の取締役会は、当社及び当社子会社に関して、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用を行う。
- (5) 当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制の管理を行う。
  - ② 当社の関係会社の経営については、当社は、それぞれの自立性を尊重したうえで、関係会社管理規程に従い、関係会社の運営が適切に行われるよう管理するものとする。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の業務を補助するための使用人を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性確保に関する事項  
監査等委員会を補助する使用人の評価・人事異動については、監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制  
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社の子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

- (10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、連携を図っていくものとする。

監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

- (12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定める。また、それに従い財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

- (13) 内部統制システムの運用状況

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社取締役会は、毎月1回開催しております。各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査等委員である取締役との情報共有と経営管理を行っております。
- ② 当社の監査等委員である取締役は、毎月開催される取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し業務の適切性の確認を行い、これらの結果について監査等委員会を開催し、情報の共有を行っております。
- ③ 当社内部監査部門は、取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保し、職務が効率的に行われていることを定期的に監査し、監査等委員である取締役と監査実施状況や監査結果を相互に報告しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,710,044</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,065,541</b>
現金及び預金	2,977,193	買掛金	213,064
売掛金	583,681	未払金	56,491
貯蔵品	18,408	リース債務	672
前払費用	1,157	未払法人税等	76,794
前払想通	56,857	前受金	63,654
その他貸倒引当金	7,426	預り金	1,604,603
	67,180	その他の	50,260
<b>固定資産</b>	<b>785,515</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,025,745</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>106,590</b>	新株予約権付社債	999,600
建物	32,457	資産除去債務	26,145
器具備品	73,509		
リース資産	623	<b>負債合計</b>	<b>3,091,287</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>56,663</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	46,952	<b>株主資本</b>	<b>1,402,777</b>
その他	9,510	資本金	523,328
	200	利益剰余金	1,203,610
<b>投資その他の資産</b>	<b>622,261</b>	自己株式	△324,161
投資有価証券	169,940	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,495</b>
関係会社株	46,303	その他有価証券評価差額金	1,495
出資	238,179	<b>純資産合計</b>	<b>1,404,272</b>
長期前払費用	7,314	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,495,560</b>
繰延税金資産	51,604		
敷金	108,919		
破産更生債権等	13,680		
貸倒引当金	△13,680		
<b>資産合計</b>	<b>4,495,560</b>		



# 連結損益計算書

(自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,932,291
売上原価		3,441,917
<b>売上総利益</b>		<b>1,490,373</b>
販売費及び一般管理費		974,460
<b>営業利益</b>		<b>515,913</b>
営業外収益		
受取利息	54	
未払配当金除斥益	235	
投資有価証券売却益	50,013	
持分法による投資利益	37,851	
雑収入	179	88,334
営業外費用		
社債発行費用	14,168	
自己株式取得費用	1,620	
為替差損	496	
仮想通貨評価損失	4,984	
雑損	429	21,699
<b>経常利益</b>		<b>582,548</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>582,548</b>
法人税、住民税及び事業税	144,624	
法人税等調整額	28,071	172,696
<b>当期純利益</b>		<b>409,852</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		—
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>409,852</b>

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2018年4月1日 )  
( 至 2019年3月31日 )

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	523,328	539,461	3,209,127	△2,810,314	1,461,603
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	△144,516	-	△144,516
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	409,852	-	409,852
自己株式の取得	-	-	-	△324,161	△324,161
自己株式の消却	-	△539,461	△2,270,853	2,810,314	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△539,461	△2,005,517	2,486,152	△58,826
当 期 末 残 高	523,328	-	1,203,610	△324,161	1,402,777

	その他の包括 利益累計額	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	901	1,462,504
当 期 変 動 額		
剰余金の配当	-	△144,516
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	409,852
自己株式の取得	-	△324,161
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	594	594
当期変動額合計	594	△58,231
当 期 末 残 高	1,495	1,404,272

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,644,167</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,042,279</b>
現金及び預金	2,913,820	買掛金	217,611
売掛金	583,681	未払金	56,150
貯蔵品	18,408	未払費用	18,461
前渡金	1,157	リース債務	672
前払費用	55,057	未払法人税等	65,324
仮払通貨	7,426	前受金	51,759
その他の他金	66,477	預り金	1,601,989
貸倒引当金	△1,862	その他の他	30,309
<b>固定資産</b>	<b>777,448</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,025,745</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>106,590</b>	新株予約権付社債	999,600
建物	32,457	資産除去債務	26,145
器具備品	73,509		
リース資産	623		
<b>無形固定資産</b>	<b>46,182</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,068,025</b>
ソフトウェア	45,982	<b>(純資産の部)</b>	
その他の他	200	<b>株主資本</b>	<b>1,352,094</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>624,675</b>	<b>資本金</b>	<b>523,328</b>
投資有価証券	169,940	<b>利益剰余金</b>	<b>1,152,928</b>
関係会社株式	58,451	利益準備金	70,571
出資金	238,179	その他利益剰余金	1,082,356
長期前払費用	7,314	繰越利益剰余金	1,082,356
繰延税金資産	41,869	<b>自己株式</b>	<b>△324,161</b>
敷金	108,919	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,495</b>
破産更生債権等	13,680	その他有価証券評価差額金	1,495
貸倒引当金	△13,680	<b>純資産合計</b>	<b>1,353,590</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,421,615</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,421,615</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,926,431
売 上 原 価		3,467,777
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>1,458,654</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		964,212
<b>営 業 利 益</b>		<b>494,441</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	54	
未 払 配 当 金 除 斥 益	235	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	50,013	
雑 収 入	1,379	51,682
営 業 外 費 用		
社 債 発 行 費	14,168	
自 己 株 式 取 得 費 用	1,620	
為 替 差 損	496	
仮 想 通 貨 評 価 損	4,984	
雑 損 失	429	21,699
<b>経 常 利 益</b>		<b>524,424</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>524,424</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	133,154	
法 人 税 等 調 整 額	32,100	165,254
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>359,169</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月 1日)  
(至 2019年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		
		その他資本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	523,328	539,461	56,120	3,153,007	3,209,127
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	14,451	△158,967	△144,516
当期純利益	-	-	-	359,169	359,169
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	△539,461	-	△2,270,853	△2,270,853
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△539,461	14,451	△2,070,651	△2,056,199
当 期 末 残 高	523,328	-	70,571	1,082,356	1,152,928

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△2,810,314	1,461,603	901	1,462,504
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	-	△144,516	-	△144,516
当期純利益	-	359,169	-	359,169
自己株式の取得	△324,161	△324,161	-	△324,161
自己株式の消却	2,810,314	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	594	594
当期変動額合計	2,486,152	△109,508	594	△108,913
当 期 末 残 高	△324,161	1,352,094	1,495	1,353,590

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 E ストアー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉原 伸太郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Eストアーの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Eストアー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 E ストアー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉原 伸太郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Eストアーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社Eスター 監査等委員会

常勤監査等委員	水谷克彦	Ⓔ
監査等委員	岩出誠	Ⓔ
監査等委員	中村渡	Ⓔ

(注) 監査等委員 水谷 克彦、岩出 誠及び中村 渡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

